

岡山電気軌道株式会社からの軌道事業の特許申請
(軌道延伸)に係る審議(第1回)

1. 日 時

令和元年12月19日(木) 10:30~11:25

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

鉄道局:吉田都市鉄道政策課長 ほか

事案処理職員:運輸審議会審理室 富田、原、大沢

4. 議事概要

- 鉄道局が、岡山電気軌道株式会社からの軌道延伸に係る軌道事業の特許申請について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 本件事業の影響により、バス・タクシーの収入が減少するのではないか。
 - ② イベント電車への投資について、今後の会社の経営上の収益の基礎となることを見込んでの投資なのか
 - ③ 需要予測の試算結果について、旅客数が約1割増との試算になっているが、予測が高すぎることはないか。
 - ④ 100mの乗り換えを解消するための軌道延伸事業に対する公的負担に国民の理解は得られるのか。等について、意見・質問があった。

これに対し、鉄道局からは、

- ① 路面電車を駅前広場に乗り入れることは、利用者利便にとって大幅な向上となる。その上で、バス・タクシーの減収は、ある意味当然に生じ得るが、健全な競争が図られていくものと考えている。
- ② イベント電車の運行は、知名度の向上と電車の利用客増を見込んでの投資

と考えられる。

- ③ 100m延伸は、電停のわかりやすさや乗換利便の向上に大きな意義を有しており、相応の旅客増が見込まれ得ると考えている。
- ④ 広島市の他事例でも、路面電車の駅前広場への乗り入れによる利用者増や乗換利便性向上等の効果は大きく、本事業の意義は高いと考えている。なお、今回の岡電の投資負担に対する費用対効果の試算は4倍以上となっている。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。